

**あおもりリーダー育成プラットフォーム**  
**令和2年度民間主導型人財育成プロジェクト推進事業**  
**委託仕様書**

## 1 目的

青森県は、本格的な人口減少社会や超高齢化時代の到来を目前に控えて、現在すでに、産業の各分野における人財や地域コミュニティ機能の担い手の不足といった課題が顕在化している状況にある。こうした中、今後も地域が存続していくためには、社会のあらゆる活動の基盤となる「人財」の育成に注力するとともに活躍を促進し、地域の「人財の力」を総動員して地域を活性化していくことが重要となる。

このため本事業では、各地域の民間団体等が行う人財育成事業や、地域活性化事業・イベント等であって人財育成に資する事業を地域内から公募し、採択されたプロジェクトの実施等を通じて、具体的な地域経済活動の新展開を促進するとともに、地域内ネットワークの強化や民間における主体的人財育成の取組促進を図るものである。

併せて、地域で育った人財が次の世代を担う人財を育成する「持続可能な人財育成」の確立を目指すものである。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月23日まで

## 3 委託事業の内容

原則として、県内4地区（青森地区、津軽地区、南部地区、下北地区。地区範囲の詳細は次項を参照）のうちの1地区において、地域の経済活動の活性化事業やイベントを通じて、地域内の人財育成に資する事業を実施する。

その準備等の一連のプロセス（企画立案、渉外折衝、実施準備、当日運営、事後処理等）に、地区内の「未来をつくる人財」や「今をつくる人財」が主体的に関わる機会を設けることによって、以下のような効果の獲得につなげる内容とする。

- ・地域経済や地域活性化を担う人財の育成
- ・次の世代を担う新たな人財の発掘と人財ネットワークの構築
- ・地区内の人財の、地域の経済や産業、産品等に対する理解の促進
- ・地区内の人財の、地域活性化に向けたイベント企画運営の知識と技能の習得促進
- ・地区内の人財の、地域内での創業・起業等の動機付け

## 4 実施場所

原則として県内4地区のうち1地区内とする。地区範囲の詳細は次のとおりとする。

- ・青森地区・・・青森市及び東津軽郡の町村
- ・津軽地区・・・弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡・南津軽郡の町村  
五所川原市、つがる市、西津軽郡・北津軽郡の町村

- ・南部地区・・・八戸市、十和田市、三沢市、上北郡・三戸郡の町村
- ・下北地区・・・むつ市、下北郡の町村

## 5 事業実施計画書等

本事業の受託契約締結後、受託者は、次に掲げる事項について書面を作成して委託者に提出し、委託者と協議を行った上で事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施計画書（事業の実施方法等）
- (2) 事業に携わる者の名簿

## 6 あおもり立志挑戦の会（ARC）との連携

受託者は、事業実施計画の作成及び実施に当たり、あおもりリーダー育成プラットフォームが開催している「あおもり立志挑戦塾」の卒塾生で構成する「あおもり立志挑戦の会（ARC）」の地区会との連携可能性について協議を行い、可能な範囲で連携すること。

なお、受託者が提案する地区のARC地区会との連絡調整は事務局が行う。

## 7 委託料の支払

受託者は、本業務終了後、次項に掲げる業務完了報告書等の提出を速やかに行い、あおもりリーダー育成プラットフォームの検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

ただし、受託者は、受託契約締結後、本契約を履行する上で受託者が支出を要する費用について、契約金額の1/2以内の額を限度として、前金払を請求することができる。

## 8 業務完了報告書等

受託者は、本業務終了後、速やかに次の書類を委託者に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他関連資料（事業収支決算書等）

## 9 留意事項

本業務の実施に当たっては、次の事項に特に留意すること。

- (1) 本業務の実施に当たり、その内容が契約書等及び仕様書に違反したと委託者が判断した場合は、本事業に係る委託契約を解除するとともに、受託者に対し、前金払等で支払った金額の全部又は一部を返還させる場合がある。
- (2) 本業務の実施に当たっては、事故等の発生がないよう安全確保に細心の注意を払うとともに、必ず事前に保険等に加入しておくなど、事故や自然災害等不測の事態の発生に十分に備えること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止に向け、必要な対策を行うこと。

## 10 その他

### (1) 仕様書に記載のない事項への対応等

受託者は、本業務に係る委託契約の締結後、仕様書に依り難い事情や仕様書に記載されていない事項が発生したときは、速やかに委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

### (2) 再委託の禁止

受託者は、委託者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。

### (3) 広報表示

受託者は、本事業の実施に伴いチラシ・ポスター・SNS 等で情報発信する際には、「あおりリーダー育成プラットフォーム委託事業」の表示を行うこと。